

伊 勢 市 公 報

第 149 号
平成 24 年 1 月 20 日
金 曜 日

目 次

	頁
病院事業管理規程	
○ 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	2
告 示	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	4
○ 平成 23 年度補正予算の要領について	6
○ 伊勢市神社海の駅の指定管理者の指定について	34
○ 伊勢市産業支援センターの指定管理者の指定について	35
○ 伊勢市議会臨時会の招集について	36
公 告	
○ パブリックコメントの実施について	37
○ 公示送達	40

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年1月10日

伊勢市病院事業管理者 間島 雄一

伊勢市病院事業管理規程第1号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

別表第4級別標準職務表の表病院企業一般職給料表の部3級の項及び4級の項を次のように改める。

3級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
4級	1 係長の職務又はこれに相当する職務 2 主任看護師の職務

別表第4級別標準職務表の表病院企業技能労務職給料表の部4級の項及び5級の項を次のように改める。

4級	副主任の職務又はこれに相当する職務
5級	係長の職務若しくは主任の職務又はこれらに相当する職務

別表第5初任給基準表の表病院企業一般職給料表の部中

薬剤師	大学卒	2級5号給	を	薬剤師	大学6卒	2級13号給
					大学卒	2級5号給

に改める。

別表第8医師研究手当の部中「(大学卒業後2年を経過した者に限る。)」を削り、待機手当の項中「及び准看護師」の次に「並びに事務部職員のうち一般事務員、医療相談員及び診療情報管理士」を加える。

附 則

この規程は、公表の日より施行する。ただし、別表第5の改正規定は、平成24年4月1日より施行する。

伊勢市告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき地縁による団体を次のとおり認可しました。

平成 24 年 1 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 名称

川端町自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同作業を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 広報、回覧板の回付など、区域内の会員相互の連絡と親睦
- (2) 美化、清掃など区域内の環境の整備
- (3) 福祉、防犯、防災、交通安全、町の祭典などの実施
- (4) 公民館、倉庫、防犯灯など施設の維持管理
- (5) その他、目的を達成するために必要な事項に関する事。

3 区域

本会の区域は、伊勢市川端町全域とする。

4 事務所

本会の事務所は、伊勢市川端町 29 番地（川端町公民館内）に置く。

5 代表者の氏名及び住所

倉井 勲

伊勢市川端町 105 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

1. 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

9 認可年月日

平成 23 年 12 月 26 日

伊勢市告示第2号

平成23年12月21日開議の市議会定例会で議決を経た平成23年度補正予算の

要領は、次のとおりです。

平成24年1月5日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成23年度 伊勢市一般会計補正予算（第3号）

平成23年度 伊勢市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、564,337千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、44,878,772千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金		220,000	△18,475	201,525
	1 地方特例交付金	220,000	△18,475	201,525
15 国庫支出金		5,924,646	126,637	6,051,283
	1 国庫負担金	5,051,807	97,264	5,149,071
	2 国庫補助金	828,498	29,373	857,871
16 県支出金		2,752,728	63,499	2,816,227
	1 県負担金	1,322,617	44,760	1,367,377
	2 県補助金	1,179,289	18,739	1,198,028
17 財産収入		56,351	438,116	494,467
	2 財産売払収入	25,081	438,116	463,197
18 寄附金		24,275	1,132	25,407
	1 寄附金	24,275	1,132	25,407
21 諸収入		537,389	6,028	543,417
	5 雑入	502,938	6,028	508,966
22 市債		4,886,300	△52,600	4,833,700
	1 市債	4,886,300	△52,600	4,833,700
歳入合計		44,314,435	564,337	44,878,772

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		408,156	3,538	411,694
	1 議 会 費	408,156	3,538	411,694
2 総 務 費		4,695,857	204,302	4,900,159
	1 総務管理費	3,841,495	202,515	4,044,010
	2 徴 税 費	447,726	19,212	466,938
	3 戸籍住民基本台帳費	262,522	△17,611	244,911
	4 選 挙 費	90,925	△15	90,910
	5 統計調査費	22,228	37	22,265
	6 監査委員費	30,961	164	31,125
3 民 生 費		16,201,569	180,492	16,382,061
	1 社会福祉費	3,503,035	194,653	3,697,688
	2 老人福祉費	3,512,944	△9,684	3,503,260
	3 児童福祉費	6,769,608	△22,158	6,747,450
	4 生活保護費	2,322,480	16,210	2,338,690
	5 人権政策費	78,592	1,332	79,924
	6 国民年金事務費	14,910	139	15,049
4 衛 生 費		4,537,876	△25,346	4,512,530
	1 保健衛生費	2,726,460	△8,433	2,718,027
	2 清 掃 費	1,811,416	△16,913	1,794,503
6 農 林 水 産 業 費		1,050,767	30,228	1,080,995
	1 農 業 費	936,717	29,471	966,188
	2 林 業 費	37,737	1,193	38,930
	3 水産業費	76,313	△436	75,877
7 商 工 費		198,157	△6,664	191,493
	1 商 工 費	198,157	△6,664	191,493
8 観 光 費		312,105	5,754	317,859
	1 観 光 費	312,105	5,754	317,859
9 土 木 費		5,499,084	48,538	5,547,622
	1 土木管理費	197,848	41,631	239,479
	2 道路橋梁費	1,062,890	32,748	1,095,638

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 河川費	568,682	△4,057	564,625
	5 都市計画費	3,453,210	△28,197	3,425,013
	6 住宅費	195,544	6,413	201,957
10 消防費		2,456,222	65,068	2,521,290
	1 消防費	2,456,222	65,068	2,521,290
11 教育費		3,340,348	△9,614	3,330,734
	1 教育総務費	809,880	△9,447	800,433
	2 小学校費	526,680	9,851	536,531
	3 中学校費	331,733	14,041	345,774
	4 幼稚園費	184,768	△20,496	164,272
	5 社会教育費	522,414	△930	521,484
	6 保健体育費	964,873	△2,633	962,240
12 災害復旧費		23,805	23,509	47,314
	1 農林水産業施設災害復旧費	9	6,900	6,909
	2 公共土木施設災害復旧費	23,784	16,609	40,393
15 予備費		50,000	44,532	94,532
	1 予備費	50,000	44,532	94,532
歳出合計		44,314,435	564,337	44,878,772

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額(千円)
3 民生費	1 社会福祉費	ハートプラザみその等管理事業	11,309
9 土木費	5 都市計画費	街路施設改良事業	157,334
10 消防費	1 消防費	防災行政無線整備事業	83,441
12 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	河川災害復旧事業	6,810

変 更

款	項	事業名	区分	金額(千円)
9 土木費	2 道路橋梁費	道路整備事業	補正前	25,500
			補正後	36,240

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
広報いせ印刷製本業務	自 平成 23 年度 至 平成 24 年度	24,000
コミュニティバスデマンド運行業務委託	自 平成 23 年度 至 平成 24 年度	12,700
一般廃棄物収集運搬業務委託	自 平成 23 年度 至 平成 24 年度	218,300
伊勢市産業支援センター管理運営委託	自 平成 23 年度 至 平成 28 年度	222,059
工場等立地促進奨励金	自 平成 23 年度 至 平成 24 年度	131,435
神社「海の駅」駅舎管理運営委託	自 平成 23 年度 至 平成 26 年度	8,010
モニュメント移設等経費	自 平成 23 年度 至 平成 24 年度	5,000
防災気象情報収集業務委託	自 平成 23 年度 至 平成 26 年度	6,237

第 4 表 地 方 債 補 正

追 加

起 債 の 目 的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
林 業 用 施 設 災 害 復 旧 事 業 債	1, 4 0 0	証書借入 又は 証券発行	5. 0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り 入れる政府資金 及び地方公共団 体金融機構資金 について、利率 の見直しを行っ た後においては 当該見直し後の 利率)	政府資金・特定資 金、地方公共団体 金融機構資金に ついてはその融 通条件により、銀 行その他の場合 にはその債権者 との協定による ものとする。 ただし、市財政 の都合により据 置期間及び償還 期限を短縮し、 又は繰上償還も しくは低利に借 換えすることが できる。
都 市 施 設 災 害 復 旧 事 業 債	1, 5 0 0			

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
市 町 村 合 併 特 例 事 業 債	1, 8 0 8, 9 0 0	1, 8 3 4, 1 0 0
た め 池 整 備 事 業 債	2 5, 2 0 0	4 8, 6 0 0
臨 時 財 政 対 策 債	2, 5 0 0, 0 0 0	2, 3 9 3, 7 0 0
河 川 災 害 復 旧 事 業 債	7, 7 0 0	9, 9 0 0

平成 23 年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

平成 23 年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 81,797 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、13,663,331 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰越金		1	81,797	81,798
	1 繰越金	1	81,797	81,798
歳入合計		13,581,534	81,797	13,663,331

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		246,470	△13,152	233,318
	1 総務管理費	216,842	△13,152	203,690
8 保健事業費		211,883	1,379	213,262
	1 特定健康診査等事業費	185,008	1,379	186,387
10 諸支出金		11,301	93,570	104,871
	1 償還金及び還付加算金	10,901	93,570	104,471
歳 出 合 計		13,581,534	81,797	13,663,331

平成23年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成23年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、4,031千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2,305,017千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		1,335,705	4,031	1,339,736
	1 一般会計繰入金	1,335,705	4,031	1,339,736
歳入合計		2,300,986	4,031	2,305,017

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		58,726	4,031	62,757
	1 総務管理費	54,512	4,031	58,543
歳 出	合 計	2,300,986	4,031	2,305,017

平成23年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成23年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、4,537千円を減額し、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、10,468,410千円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、6,021千円を減額し、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、37,254千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		2,787,878	△65	2,787,813
	2 国庫補助金	553,283	△65	553,218
4 県支出金		1,278,792	△32	1,278,760
	2 県補助金	32,336	△32	32,304
6 繰入金		1,668,409	△4,440	1,663,969
	1 一般会計繰入金	1,558,567	△7,694	1,550,873
	2 基金繰入金	109,842	3,254	113,096
歳入合計		10,472,947	△4,537	10,468,410

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		277,978	△5,374	272,604
	1 総務管理費	136,695	△10,202	126,493
	3 介護認定諸費	116,136	4,828	120,964
3 地域支援事業費		173,335	△163	173,172
	1 地域支援事業費	173,335	△163	173,172
6 諸支出金		47,480	1,000	48,480
	1 償還金及び還付加算金	47,480	1,000	48,480
歳 出	合 計	10,472,947	△4,537	10,468,410

第 1 表 歳入歳出予算補正 介護サービス事業勘定

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		32,522	△6,021	26,501
	1 一般会計繰入金	32,522	△6,021	26,501
歳入合計		43,275	△6,021	37,254

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		43,165	△6,021	37,144
	1 介護予防サービス 事業費	43,165	△6,021	37,144
歳 出	合 計	43,275	△6,021	37,254

平成23年度 伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第1号）

平成23年度 伊勢市の観光交通対策特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20,098千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、439,709千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		449,807	△20,098	429,709
	1 一般会計繰入金	449,807	△20,098	429,709
歳入合計		459,807	△20,098	439,709

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 観光交通対策事業費		459,807	△20,098	439,709
	2 事業費	438,150	△20,098	418,052
歳 出	合 計	459,807	△20,098	439,709

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額(千円)
1 観光交通対策事業費	2 事業費	観光交通対策整備事業	162,167

平成23年度伊勢市病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成23年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。 (単位：千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業費用	5,975,066	△ 138,918	5,836,148
第1項	医療費用	5,742,389	△ 138,651	5,603,738
第2項	健診費用	151,195	△ 267	150,928

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。 (単位：千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計
(1)	職員給与費	3,404,029	△ 138,918	3,265,111

（債務負担行為）

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額 (単位：千円)
新市立伊勢総合病院建設基本計画策定業務委託	自 平成23年度 至 平成24年度	13,000

平成23年度 伊勢市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成23年度伊勢市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成23年度伊勢市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(4) 主要な建設改良事業の概要			
イ 配水管・施設新設及び改良事業	1,305,904千円	△3,591千円	1,302,313千円
ウ 老朽管更新事業	400,483千円	△7,928千円	392,555千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

支		出		
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 水道事業費用	2,397,757	33,494	2,431,251	
第1項 営業費用	2,184,258	33,494	2,217,752	

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,411,785千円」を「1,400,266千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

支		出		
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 資本的支出	2,061,542	△11,519	2,050,023	
第1項 建設改良費	1,786,534	△11,519	1,775,015	

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	384,964	21,245	406,209

平成23年度 伊勢市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成23年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成23年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
（4）主要な建設改良事業の概要			
ア 汚水管渠敷設事業	1,932,031 千円	△388 千円	1,931,643 千円
エ 雨水管渠敷設事業	94,169 千円	△1,581 千円	92,588 千円
オ ポンプ場築造事業	254,054 千円	△3,042 千円	251,012 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

支		出	
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業費用	2,481,042	△10,202	2,470,840
第1項 営業費用	1,839,342	△10,202	1,829,140

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足とする額「1,724,829千円」を「1,719,818千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

支		出	
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	4,361,240	△5,011	4,356,229
第1項 建設改良費	2,741,165	△5,011	2,736,154

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	271,136	△14,527	256,609

伊勢市告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、伊勢市神社海の駅の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年伊勢市条例第59号)第8条第2項の規定により告示します。

平成24年1月12日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

名称	伊勢市神社海の駅
位置	伊勢市神社港68番地1
団体名	特定非営利活動法人神社みなとまち再生グループ
団体所在地	伊勢市神社港60番地
代表者	理事長 中村 清

2 指定の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

伊勢市告示第 4 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市産業支援センターの指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 59 号) 第 8 条第 2 項の規定により告示します。

平成 24 年 1 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

名称	伊勢市産業支援センター
位置	伊勢市朝熊町 4383 番地 469
団体名	伊勢商工会議所
団体所在地	伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 17 号
代表者	会頭 上島 憲

2 指定の期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第5号

伊勢市議会臨時会を次のとおり招集します。

平成24年1月13日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成24年1月20日（金） 午前10時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場
- 3 付議すべき事件
 - (1) 平成23年度伊勢市一般会計補正予算（第4号）

伊勢市公告第 1 号

伊勢市第 6 次老人福祉計画・第 5 期介護保険事業計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市第 6 次老人福祉計画・第 5 期介護保険事業計画（案）を公表します。

なお、伊勢市第 6 次老人福祉計画・第 5 期介護保険事業計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 24 年 1 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

伊勢市第 6 次老人福祉計画・第 5 期介護保険事業計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市健康福祉部介護保険課
- (2) 伊勢市健康福祉部長寿課
- (3) 伊勢市総務部総務課
- (4) 二見総合支所地域振興課
- (5) 小俣総合支所地域振興課
- (6) 御薊総合支所地域振興課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所
- (9) 宮本支所

- (10) 浜郷支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (17) 伊勢市立伊勢図書館
- (18) 伊勢市立小俣図書館
- (19) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (20) 伊勢市二見生涯学習センター
- (21) 伊勢市中央保健センター
- (22) いせ市民活動センター
- (23) 伊勢市ハートプラザみその

3 縦覧期間

自 平成 24 年 1 月 10 日（火）

至 平成 24 年 1 月 31 日（火）

4 意見の提出

- (1) 意見を提出することができるもの
 - ・ 市内に住所を有する者
 - ・ 市内に事務所又は事業所を有する者
 - ・ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者
 - ・ 市内に在する学校に在学する者
 - ・ 本市に対して納税義務を有するもの
 - ・ 前各号に掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの

(2) 意見の提出方法

氏名、住所を明記の上、「伊勢市第6次老人福祉計画・第5期介護保険事業計画（案）」に対する意見として、伊勢市健康福祉部介護保険課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市健康福祉部介護保険課 伊勢市役所東庁舎 1階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩渕1丁目7番29号 伊勢市役所 介護保険課

ファクシミリ 0596-21-5555

電子メール kaigo@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成24年1月31日（火）【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市健康福祉部介護保険課 電話 0596-21-5560

伊勢市公告第 2 号

公 示 送 達

下記の者の平成 23 年度介護保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、健康福祉部介護保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 24 年 1 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
池永 公正	伊勢市馬瀬町 649 番地 4 中北マンション 206 号	0300409901
西出 彰二郎	伊勢市小俣町明野 813 番地 1	0300411600
世古口 耕一	伊勢市神久 1 丁目 1 番 7 号	0300412434